

葛飾区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第10号

葛飾区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

葛飾区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(令和5年葛飾区条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に、「医療型  
児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。